

プランⅡ 役職員等傷害補償プラン

(団体総合生活補償保険(標準型)【特記名式契約(一部付保)特約セット】)

大阪府内42市町村社会福祉協議会の役員、職員、介護支援専門員や登録ヘルパーなどの、業務遂行中の急激、偶然・外来の事故によるケガを補償します。

対象となる主な事故例

- ① 事務所内の廊下で転倒し、ケガをした。
- ② お年寄り宅で家事援助をしていて、調理中にヤケドをした。
- ③ 訪問調査のため要介護者を訪ねる途中、交通事故にあいケガをした。
- ④ 生活支援員が利用者宅の玄関でつまずき転倒し、ケガをした。

等

補償内容 [1口あたり]

補償の内容	保険金額	内容
死亡	75万円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害	3～75万円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、事故の発生の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
入院(日額)	1,500円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、入院した場合(事故日から180日限度)
通院(日額)	500円	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをし、通院した場合(事故日から180日以内で90日分限度)
手術保険金	手術の種類に応じて入院(日額)の5・10倍	入院保険金をお支払いする場合で、そのケガの治療のため、事故の日から180日以内に手術を受けた場合

※ 入院、通院保険金の支払い対象となる治療日数は、平常の生活や業務に支障のない程度に治った日までとします。

※ 10口までご加入可能です。加入申込書に加入申込数をご記入ください。

※ 勤務中(活動中)のみの補償となります。

※ 自宅との通常の往復途上における事故も補償します。

保険料

◆1口あたり 1,500円 (最大10口まで加入できます)

保険金をお支払いしない主な場合

- ① 被保険者または保険金受取人の故意によるケガ。
- ② 被保険者の自殺行為または犯罪行為によるケガ。
- ③ 脳疾患、病気、心神喪失によるケガ。
- ④ 頸部症候群(いわゆるむちうち症)または腰痛で医学的他覚所見のないもの。
- ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波など天災によるケガ。

等

加入方法

「市町村社会福祉協議会総合補償制度 更改連絡票兼保険料計算シート」に必要事項を記載のうえ、保険料をお払込みください。

※ 対象とする人員数、及び1日あたりの最高稼働人数(平均ではありません)をご記入ください。

補償は対象者全員になります。

※ 上記は職種級別A(事務職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※ 上記のプランは対象となる方の氏名の届出は不要ですが、名簿の備え付けが必要です。別途ご用意ください。

事故発生時の対応

◆ 事故にあわれたときの取扱代理店または引受保険会社へのご連絡等

〔Ⅰ. 賠償責任総合補償プラン〕

事故が発生したとき、損害賠償請求がなされたとき、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知ったときは、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

①損害の発生および拡大の防止	②相手の確認	③目撃者の確認
④損害賠償請求を最初に知ったときの状況	⑤申し立てられている行為	⑥原因となる事実

〔Ⅱ. 役職員等傷害補償プラン〕

事故が発生したとき、保険金請求の手続につきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金支払事由に該当した日から 30 日以内にご連絡がない場合もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

ご加入いただく保険契約一覧

◆ 加入いただく保険契約一覧

プラン名	補償の対象	内容	保険種類
プランⅠ. 賠償責任総合補償プラン	社協事業全般	日常生活自立支援事業を除く全般	福祉事業者総合賠償責任保険
	日常生活自立支援事業	日常生活自立支援事業実施社協が対象	
	現金等損害賠償	オプションで追加加入	有価証券・貨紙幣類運送保険
プランⅡ. 役職員等傷害補償プラン	役職等のケガ	役職員・介護支援専門員・登録ヘルパー等用	団体総合生活補償保険(標準型) [準記名式契約(一部付保)特約セット]